

## セミナー利用規約

### 第1条（目的）

本利用規約（以下、本規約といいます。）は、株式会社 RIN OFFICE と（以下、甲といいます。）と甲が主催するセミナーの受講へ申込みを行なった者（以下、乙といいます。）との間に契約されるものとしします。

### 第2条（受講の申込）

乙は、受講するセミナーの申し込みを、甲の運営するウェブサイト（以下、当サイトといいます。）上、並びにその他、甲が定める他の手続きにより行うものとしします。

### 第3条（受講の承諾）

甲は、乙によるセミナー申込後、乙に対してセミナーの受講を許諾する旨を、電子メールにて通知するものとし、電子メールの送信をもって、乙は正式にセミナー受講資格を取得するものとしします。

受講料金が必要なセミナーでは、受講料の支払いは、甲が定める方法により支払うものとしします。

### 第4条（登録情報）

甲は、乙の登録情報を当サイトに掲載されるプライバシーポリシーに従い、使用することができるものとしします。

### 第5条（セミナー内容や配布物等に関する権利）

1. 乙は、セミナーの内容及びセミナーに使用される全ての配布物等をいかなる方法においても甲の許可無く第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行う事は出来ません。
2. 乙は、セミナーを録音並びに録画することは出来ません。
3. 甲は、セミナー内容を録画並びに撮影したものを甲の運営するウェブサイト並びに印刷物等に使用することが出来るものとしします。その際、特に乙の了承は求めません。
4. 前項において、乙に不都合が生じた場合は直ちに甲に対しその旨を伝え、甲は速やかに問題部分の訂正削除をするものとしします。ただし、甲はそれ以上の責は一切免責されるものとしします。

## 第6条（守秘義務）

乙は、講座内容の中で知り得た個人情報やプライバシーに関する情報は、守秘義務を徹底しなければなりません。それに違反し、乙と他の乙の間に紛争等の事態が生じた場合、甲は一切を免責されるものとします。

## 第7条（キャンセル）

1. 甲は、セミナー運営上やむを得ない場合が生じたとき、乙に事前の通知なく、当該セミナーの運営を中止または停止できるものとします。乙に支払済み受講料金がある場合、甲は10営業日以内にセミナーについての受講料金を乙の指定する銀行口座に振り込むこととします。但し、甲の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任は免責されるものとします。
2. 乙の都合によるセミナーの申込みをキャンセルする場合は、セミナーが開催される2営業日前までに、その旨を甲が定める方法で、甲に連絡するものとします。またその場合は以下のキャンセル費用を申し受けるものとします。

セミナー開催日一営業日前：受講料金の50%

セミナー開催日当日以降：受講料金の100%

この場合甲は乙に対し当該月の翌月末までに、乙の指定する銀行口座にその差額を払い込むものとします。その場合、払込にかかる手数料は乙の負担とします。別途規約のあるセミナー、および甲により公開されているサイト上などで明言されている条件についてはそれを優先します。

## 第8条（受講の振替）

乙は、以下の条件を満たす場合、受講するセミナーの振替することができます。

乙がやむをえない理由によりセミナー受講を途中欠席または欠席し、甲がそれを認め、乙は規定の講座振替手数料を支払うことで次回開催される同一のセミナーにおいて欠席日と同一内容の日程に参加することが出来るものとします。

## 第9条（乙の資格停止及び取り消し）

乙が、以下の項目に該当する場合、甲は乙に対し修正あるいは改善を求め、乙がこれに応じない場合、甲は直ちに乙の講座参加を拒否し、乙の資格を停止、または将来に向かって取り消すこととします。本条項に該当する場合は、受講費用の返金も行われません。また今後、甲の行うセミナー等への参加を認めません。

1. 本規約に違反した場合。
2. 受講申込において、虚偽の申告を行った場合。
3. 講座中の他の受講生に対する勧誘、販売等の行為またはその準備を目的とした行為があった場合

4. 他の乙に対しての迷惑行為があった場合
5. 甲の業務遂行上において、乙が著しい妨げになったと甲が判断した場合
6. その他、甲が乙の講座参加を不適切と判断した場合。

#### 第10条（損害賠償）

乙が、講座に起因または関連して甲に対して損害を与えた場合、乙は甲に対し一切の損害を補償するものとします。

講座に起因または関連して、乙と他の乙、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、乙は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、甲に生じた一切の損害を補償するものとします。

#### 第11条（本規約の改定）

本規約は、甲のサイトに公開された時をもって改定されたとみなします。